

## 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地域における社会教育及び社会体育の振興を図るため、学校教育上支障のない範囲で、藤岡市立学校の体育施設を地域住民に対し積極的に開放すること(以下「学校開放」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (学校開放)

第2条 学校開放を行う学校(以下「開放校」という。)は、藤岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する。

2 学校開放は、当該施設の利用目的の区分に従い別表第1に示す日時の範囲において、教育委員会が指定した日時に実施する。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は必要に応じて学校開放の日時を変更し、又は中止することができる。

### (学校開放の施設及び設備)

第3条 学校開放に係る施設及び設備(以下「開放施設」という。)は、原則として別表第1の施設及びこれらに附帯する設備及び備品とする。

2 開放施設のうち利用を許可するものは、当該学校長の意見を聴いて、教育委員会が定める。

### (学校開放の管理運営)

第4条 学校開放は、教育委員会と当該開放校が相互に緊密な連携を保ち、組織的かつ積極的に進めるものとする。

2 学校開放における開放施設の管理は、教育委員会が行うものとする。

3 開放施設の管理責任は、藤岡市立小学校、中学校管理規則(昭和50年教育委員会告示第7号)第29条の規定にかかわらず、教育委員会が負うものとする。

### (管理指導員)

第5条 学校開放を円滑に行うため、開放施設を利用する団体は管理指導員を置く。

2 管理指導員は、開放施設の管理及び利用者の指導、安全の確保等に当たるものとする。

### (利用者の範囲)

第6条 開放施設を利用できるものは、社会教育活動及び社会体育活動を目的とし、成人を代表として教育委員会に登録されている構成員10人以上の団体とする。ただし、東中学校夜間照明については、登録の必要はないものとする。

### (利用の許可)

第7条 開放施設を利用する団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

### (利用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を許可しない。

- (1) 特定の政党の政治活動で利用すると認められるとき(選挙公営のために利用するときを除く。)
- (2) 特定の宗教団体の宗教的活動で利用すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする個人又は団体の事業で利用すると認められるとき。
- (4) 公益に反するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、学校長が教育上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 利用許可書の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を取り消し、又は中止させることができる。

(1) 利用許可の条件に違反したとき。

(2) 利用許可後、前条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校長が教育上又は開放施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第10条 開放施設を利用しようとするものは、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(使用料の還付)

第11条 前条の規定により納付した使用料は、次の各号のいずれかに該当するときでなければ還付しない。

(1) 利用許可を受けたものの責めに帰すことができない事由により、開放施設が利用できなかったとき。

(2) 教育委員会の責めに帰すべき事由により、開放施設が利用できなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 市及び教育委員会が主催する行事に利用するとき 全額免除

(2) 藤岡市スポーツ協会及びその支部が主催する行事に利用するとき 全額免除

(3) 藤岡市スポーツ協会専門部(種目別協会等)が主催する行事に利用するとき 10分の5免除

2 前項各号に規定するもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を免除又は減額することができる。

(利用者の義務)

第13条 開放施設を利用するに当たっては、常に当該利用施設及び設備を善良な利用者としての注意と責任をもって利用しなければならない。

(原状回復義務、責任)

第14条 利用者は、開放施設の利用を終了した場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

2 第9条の規定により利用の取消し又は中止を受けた場合も、同様とする。

3 利用者は、開放施設を毀損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

以下省略